

フランスにおける 参入最低所得 (revenu minimum d'insertion) 制度

川口美貴

I はじめに

1988年12月1日の法律第1088号等により創設された、参入最低所得 (revenu minimum d'insertion, 以下, RMI と略称) は, フランスにおける社会的保護 (protection sociale) 制度¹⁾, 特に, 社会扶助 (aide sociale) の領域において, 以下の2点について大きな変革をもたらすものであった。

第1に, RMI は, 一定の例外を除き, その原因を問わず一定の水準以下の収入しかない人一般を対象とする, 無拠出制の金銭給付を社会扶助給付として支給する。フランスにおいては, RMI 創設以前は, 無拠出制最低所得保障給付としては, 一定のカテゴリーに属する「社会的弱者」(高齢者, 障害者, 単身で子を扶養する者等) に対する個々のカテゴリー別手当しか存在していなかった。したがって, RMI の創設は, 貧困・欠乏状態にある人一般を対象とする, 「普遍的・一般的」最低所得保障をフランスの社会的保護制度に確立するものであった。

第2に, RMI は, 手当による単なる所得保障ではなく, 一定の水準以下の収入の者とその家族の社会的・職業的参入 (insertion sociale et professionnelle) を目的とするものである。RMI 享受者 (受給者とその家族) と担当行政機

関は「参入契約 (contrat d'insertion)」を締結し, 公共団体 (collectivités, 国および地方公共団体) は享受者の社会的・職業的参入を援助するためのサービス提供を, 享受者は参入実現のための行動・活動を要請される。このような, 社会的・職業的参入という目的, および, 手当受給権と参入契約との結合は, 既存の最低生活保障給付と異なる RMI の独自性であり, RMI の創設は, 新たな性格の給付をフランスの社会的保護制度に登場させるものであった。

この RMI が創設されるにいたったのは, 特に1980年代に入って, 一方で, 失業の増大等に伴う, 長期の失業者, 片親家庭, 若年者層における「重大な貧困と経済的社会的不安定さ (la grande pauvreté et la précarité économique et sociale)」の拡大, 他方で, 一定の社会的リスクに対する社会保障および一定のカテゴリーの人のみに対応する社会扶助という従来制度における「空隙 (lacune)」により社会的保護を受けない人々の存在, および, 雇用保障, 社会参加促進政策の不十分さが指摘されたことにあった²⁾。一部の地方公共団体においては, すでに一般的最低所得保障が任意的社会扶助として導入されていたが, 国レベルでも最低所得保障と参入促進制度が議論の対象とされていた。

このような社会状況のもと, すでに選挙期間中, その公約として国レベルでの一般的最低所

得保障制度の導入を掲げていた当時のフランソワ・ミッテラン大統領により、1988年12月1日の法律第1088号³⁾に基づき、RMIが創設されることとなった。RMIは、その後、1992年7月17日の社会的・職業的排除に対する法律第675号⁴⁾により、給付対象の拡大と内容の改善、および、雇用保障と社会参入促進政策の強化を主たる内容として改正され、その他いくつかの改正⁵⁾を経て現行制度にいたっている。さらに、1996年9月30日、社会的統合 (cohésion sociale) に関する法律案⁶⁾が提示され、現在議会で同制度の改正が審議されている。

本稿においては、フランスにおけるこのRMI (参入最低所得) について、その制度の内容を検討・紹介することにしたい⁷⁾。

II RMIの制度と内容⁸⁾

1 基本的枠組み

RMIの現行制度の主たる法源は、1988年12月1日の法律第1088号、1988年12月12日のデクレ第1111から1115号⁹⁾、1988年12月12日のアレテ¹⁰⁾、1992年7月17日の法律第675号、および、その適用に関する多数の通達¹¹⁾である。

RMIは、1946年10月27日の憲法前文第11項をほぼ援用し、「年齢、肉体的または精神的状態、もしくは、経済的または雇用状況により労働することができない全ての者」の「公共団体から生存のために適切な手段を得る権利」を承認し¹²⁾、一定の水準以下の所得しかない者とその家族に対する一般的最低所得保障を行うものである。しかしながら、RMIは、単なる最低所得の保障ではなく、「困難な状況にある者の社会的、職業的参入は国家的要請である」¹³⁾として、貧困な状態にある者とその家族の社会的・職業

的参入をその目的とするところにその独自性がある。

このように、従来の社会的リスクに対する社会保障給付または一定の欲求充足を目的とする社会扶助とは異なる「社会的・職業的参入」の保障という新たな性格を有することから、RMIは以下のような複雑な構造となっている。

すなわち、第1に、RMIは、所定の要件を充足する者の最低所得を保障する「参入最低所得手当 (allocation du revenu minimum d'insertion) (以下、RMI手当と略称)」の受給権と、「参入契約 (contrat d'insertion)」を媒介とする受給者と公共団体の契約履行義務、具体的には、受給者の社会的・職業的参入のためのプログラムとして受給者と担当機関との間で合意された内容の諸活動を受給者が履行する義務と担当機関が必要な手段、サービスを提供する義務という、1つの権利と2つの義務を中心的要素とする。

第2に、RMIは、「全ての形態の排除、特に、教育、雇用、職業訓練、健康、および、住居の領域における排除をなくすための貧困に対する闘いのための政策全体の一要素」であると位置づけられ¹⁴⁾、他の社会的・職業的参入制度と密接に関連している。具体的には、RMIの享受者は、他の社会的保護給付への権利、および、一定の特別の雇用保障政策を享受する。

そして、RMIを実施するため、従来から存在する社会的保護制度の管理運営機関とRMIのために新たに創設された機関が連携してその制度的枠組みを形成している。

そこで、以下においては、RMIの基本的要素である、RMI手当(2)、参入(3)、手当受給者の享受しうる社会的保護給付(4)、および、雇用保障政策(5)について、順にその具体的内容を検討す

ることとする。

2 RMI 手当 (allocation du revenu minimum d'insertion)

RMI 手当は、全額国庫負担の無拠出性金銭給付である。同手当は、社会扶助給付としての性格を有する一方、その運営は社会保障制度の機関に委ねられており、独自の手続が行われる。以下においては、RMI 手当の受給要件と給付額(1)、および、同手当の給付手続と支払(2)について順に検討することとする。

(1) 受給要件と給付額

RMI 手当の受給要件は、人に関する要件とその所得に関する要件の 2 つに大別され、その額は、受給者の世帯構成に応じて定められる最低所得基準と受給者の所得により決定される。

① 人に関する要件

RMI 手当受給権は、準普遍的な性格を有し、その受給権者は、海外領土を含む全フランスに居住する全ての者である。この人的適用範囲の一般性が、従来のある一定のカテゴリーの者を対象とする最低所得保障給付との大きな相違点である。

しかしながら、この人的適用範囲の普遍性は以下の 3 点から限定される。まず、第 1 は、年齢であり、受給者は 25 歳以上でなければならない。しかしながら、扶養する子（出産予定を含む）を有する場合は、いかなる年齢制限も行われない¹⁵⁾。このように、25 歳という基準が設定されたのは、それ未満の者の生活保障は、社会連帯ではなく家族連帯の範疇で行われるべきであるという考えに基づく。しかしながら、若年者については、その社会的・職業的排除の危機的状況に対応するため、若年者の社会的・職業的参入のための「若年者援助基金 (Fonds d'aide

aux jeunes)」が 1988 年 12 月 1 日の法律により創設され、また、若年者の職業的参入のための特別の雇用保障政策が展開されている¹⁶⁾。

第 2 に、外国人については、特別の要件が課されている。すなわち、外国人は、3 年以上適法にフランスに居住していなければならない¹⁷⁾。したがって、不法滞在者は参入最低所得手当の受給権を有しない。

第 3 に、学校の生徒または学生、もしくは、見習の身分を有する者は、その身分となることがまさに参入契約の内容である場合を除き、同手当の受給権を有しない¹⁸⁾。

② 所得に関する要件と給付額

RMI 手当は、一定の最低所得保障をその目的とする補足的、遞減手当 (allocation différentielle) であり、その額は、最低所得として定められた基準と受給者の所得の差異である。したがって、同手当を受給するためには、当該人の所得が最低所得基準に満たないことがその要件となり、受給者に支払われる手当の額は、最低所得基準と当該人の所得により決定される。

まず第 1 に、最低所得基準は、受給者 1 人世帯を基準とし、受給者の世帯構成により、2 人世帯の場合は 50%、さらに扶養家族が 1 人増えるごとに 30% の加算が行われる。最低所得基準加算の対象となるのは、受給者の配偶者（事実婚を含む）および 25 歳未満の扶養する子である¹⁹⁾。受給者 1 人世帯の最低所得基準は、年に 2 回、デクレにより物価の変動に応じて改訂され、1996 年 11 月 1 日現在、月額 2,374.5 フランである。したがって、最低所得基準は、その世帯構成により表 1 に示す額となる。

次に、受給者の所得算定については、RMI 手当の補足的な性格に基づき、原則として、全ての職業活動・財産所得、および、他の全ての金銭

表 1

(月額：フラン)

扶養家族数	単身者	カップル
—	2,374.50F	3,561.75F
1	3,561.75F	4,274.10F
2	4,274.10F	4,986.45F
3	5,223.90F	5,936.25F
4	6,173.70F	6,886.05F
1人増えるごとに	949.80F	949.80F

1996年11月1日現在

および現物の社会的保護給付（社会保険給付，家族給付，失業給付，他の社会扶助給付）が受給者の収入として算定される²⁰⁾。また，配偶者または前配偶者間，もしくは，親子間の扶養債権は，同手当の給付に優先する。

しかしながら，第1に，医療の現物給付，要介護者の介護手当，自宅保育手当，初・中等教育の奨学金等，特定の出費補填のための社会的保護給付は，受給者の所得算定から除外され²¹⁾，第2に，後述の3種類の個別住宅援助 (aides personnelles au logement) については，デクレにより家族構成に応じて定められた一定額のみが所得として参入され²²⁾，第3に，RMI 手当受給中の職業活動に伴う収入については，受給者の労働意欲を促進するため，その額に応じ全部または一部が所得の算定から除外される²³⁾。

(2) 給付手続と支払

RMI 手当は，受給者の生存のための経済的保障を行うものであるから，その給付手続および支払においては，柔軟な対応と受給者の権利保護が考慮されることになる。

① 申請

RMI 手当の受給申請者は，県社会福祉サービスセンター，市町村社会福祉センター，または，知事 (préfet) の承認を受けた非営利団体のいずれかで申請手続を行う。この時，申請者は，後

に参入契約を締結することを約する。当該申請は，直ちに，後述の参入契約の当事者である，申請者の居住する地域参入委員会，市町村社会福祉センター（それ以外の機関で申請が行われた場合），および，支払機関である家族手当金庫 (Caisses d'allocations familiales) または農業社会共済金庫 (Caisses de mutualité agricole) に送付される。家族手当金庫または農業社会共済金庫は，申請者への給付額の計算を行う²⁴⁾。

② 決定

最初の申請の際，支給と給付額の決定を行うのは，国の県レベルでの代表である知事であり²⁵⁾，その支給期間は3か月である。

受給者は，支給開始3か月以内に，地域参入委員会と参入契約を締結しなければならない。知事は，同契約の内容を考慮し，3か月から12か月の間で手当支給期間の延長を行う。

同手当受給権は，地域参入委員会の参入契約実施状況または新たな参入契約に関する意見聴取の後，知事の決定により3か月から12か月の期間内で更新される。

なお，知事は，①受給者が正当な理由なく参入契約の締結または更新を拒否した場合，②受給者の責に帰すべき理由により地域参入委員会が契約実施状況について知事に意見をのべることができなかった場合，または，③受給者が契約を遵守しなかった場合，地域参入委員会への諮問と受給者の意見聴取の後，手当支給の停止措置をとることができる²⁶⁾。

③ 支払

支払業務を担当するのは，受給者またはその配偶者が農業経営者，農業労働者，または，自営職人である場合は農業社会共済金庫，それ以外は家族手当金庫であり，できるだけ迅速に，申請のあった月の初日に遡って支給される²⁷⁾。

支払は、毎月月末に行われるが、受給額は、3か月毎に受給者の収入の変化に応じて定期的に改訂される他、家族状況の変化等に応じて修正される²⁸⁾。

同手当は、差押および譲渡の対象とすることはできない。また、同手当は非課税である²⁹⁾。

なお、RMI 手当の補足性の原則から、同手当として支給された額については、25万フランを越える受給者の死亡の際の相続財産または受給者が譲渡された財産につき求償されることになる³⁰⁾。

3 参入 (insertion)

RMI 手当受給者の社会・職業への継続的参入を援助し、その市民としての主体を確立するため、受給者と後述の「地域参入委員会 (commission locale d'insertion)」は参入契約を締結する。同契約に基づき、公共団体は、受給者に必要な手段、サービスを提供し、受給者は、参入に必要な活動に参加する「義務」を負うことになる。

受給者の「参入」に関わって必要な費用については、県が、当該県の受給者に支払われた参入最低所得手当の少なくとも20%相当額をその財源として提供する³¹⁾。

以下、この「参入」システムにつき、その制度的枠組み(1)、および、参入契約(2)の順に検討する。

(1) 制度的枠組み

① 機関

受給者の参入実現のためには、社会福祉、教育、住宅、雇用等の政策を有機的に結合させる、協同的・横断的であると同時にその個別的状況に対応しうる制度が必要である。そのため、新たな特別の機関が創設され、参入を実現するた

めの制度がつくられている。

まず、国レベルでは、複数の省にまたがる機構である「参入最低所得担当部 (Délégation interministerielle au revenu minimum d'insertion)」が制度を統括し、諮問機関として「貧困と社会的排除対策委員会 (Conseil national des politiques de lutte contre la pauvreté et l'exclusion sociale)」が創設された。

県レベルでは、知事と県議会の長が共同で主宰し、両者共同で任命された地域圏、県、市町村、社会、経済、職業教育の分野で関与する施設や企業、および、地域参入委員会の代表者によって構成される「県参入委員会 (Conseil départemental d'insertion)」がある。同委員会は、「県参入プログラム (Programme départemental d'insertion)」と呼ばれる参入政策の作成を主たる任務とする³²⁾。

県の中では、さらに複数の「地域参入委員会」があり、知事と県議会の長の両者共同で任命された、国の代表者、県議会議員および市町村議会議員、経済、社会、教育部門の機関の代表者により構成されている。同委員会の主たる任務は、第1に、その地域の社会的・職業的参入のために必要な措置の分析、現在の措置の調査、県参入委員会への提言、および、地域参入プログラム (Programme local d'insertion) の作成、第2に、参入契約が受給者とソーシャル・ワーカーとの間で作成された後、その承認を行うことである³³⁾。

② 参入政策の実施

参入政策の基本となるのは、前述の県参入委員会の作成する県参入プログラムおよび地域参入委員会の作成する地域参入プログラムであるが、両委員会は諮問機関であり、同計画は県の行政権を有する知事および県議会の長にその実

施を法的に義務づけるものではない。

しかしながら、県は、第1に、当該県の受給者に支払われたRMI手当の少なくとも20%相当額を参入政策実施の財源として提供する義務を有する。また、第2に、参入計画を具体的に実施するために、国と県との間では、基本協定が、国および県と、地域圏 (région)、市町村 (commune)、参入政策実施に関与する非営利社団、または、公私の法人との間では基本協定に基づく補足協定が締結され、これらの協定は協定当事者を法的に拘束することになる。

(2) 参入契約 (contrat d'insertion)

① 当事者

参入契約は、前述のように、RMI手当受給開始後3か月以内に、手当受給者および手当算定において考慮される世帯構成員と地域参入委員会との間で締結される³⁴⁾。したがって、同契約により参入の対象とされているのは受給者本人のみならずその世帯構成員全員である。また、同契約により、地域参入委員会を媒介として、関与する公共団体全体が、参入実現のための措置やサービス提供を求められていると考えられている。

② 内容

立法は、参入契約の内容につき、2つの点からその枠組みを設定している。まず第1に、契約で定められなければならない一般的要素として、個別または家族の参入計画、そのために提供される手段、相互の約定、参入実現の日程、および、得られた成果の評価方法を規定している。第2に、参入実現のための方法として、公益または職業活動、社会的自立を獲得するための活動、家族的、市民的、社会的生活への参加、住居の確保または向上、教育訓練を受けること、医療へのアクセスを容易にすること等、雇用の

確保と経済的自立を目的とする「職業的参入」活動のみならず、受給者とその家族の社会関係への復帰を目的とする「社会的参入」活動が例示的に列挙され、多様な形態が許容されている³⁵⁾。

③ 参入契約の法的性質と効果

しかしながら、参入契約については、それが真の契約であるのか、それとも単なる社会的介入の技術にすぎないのか、その法的性質については議論の対象とされているところである。契約当事者が一方は受給者のみならずその世帯構成員を含み、他方の地域参入委員会は法人格を持たないこと、相互の義務の内容の不明確さ、契約の不履行と手当支給停止との関係の曖昧さ等、これを真の契約と考えることに対しては疑問が提示されているが、これが手当支給の手続の中に組み込まれていることから、その契約的要素を無視することはできないとの主張もなされている。そして、このことから、参入契約は、受給者の契約当事者としての承認と信頼を基礎とするものであるから、契約を締結するにあたっては、対等な立場で交渉し、相互の責任において可能な約定を内容としなければならないとの主張も導かれている³⁶⁾。

4 社会的保護への権利

RMIの目的は社会的排除の解消であるが、前述のRMI手当による所得保障は、それだけでは受給者の真の社会参加実現にとっては不十分である。そこで、受給者に対しては、特に、健康、職業訓練、住居の保障のため、これらに関する社会的保護給付への権利が付与されている。

(1) 出産・疾病保障

RMI手当の受給者およびその手当の算定基

礎となる世帯構成員で、疾病保険の被保険者資格を有さず、または、疾病、出産に対する義務的制度のいかなる現物給付に対する権利も持たない者は、受給権発生後、個別保険(assurance personnelle)³⁷⁾の加入者として、賃金労働者を主たる被保険者とする一般制度の加入者と同等の疾病、出産に対する現物給付を享受することができる³⁸⁾。

同保険の保険料は、手当受給者が他に何らかの家族給付を受給している場合は家族手当金庫、そうでない場合は、県または国がこれを負担する³⁹⁾。また、医療の自己負担分は、県の医療扶助(aide médicale)がこれを負担する⁴⁰⁾。したがって、RMI 手当の受給者およびその手当の算定基礎となる世帯構成員は、個別保険の加入者として、無料で疾病、出産に対する現物給付を享受することができる。

(2) 労災補償

RMI 手当の受給者およびその手当の算定基礎となる世帯構成員は、賃金労働者、もしくは、見習または職業訓練従事者であれば、その資格に基づき、社会保障制度の労災補償の適用対象となる。

しかしながら、そうでない場合であっても、参入契約に基づく職業的参入のための活動中、または、その活動場所と自宅との往復路での事故については、「労働災害」としての補償が行われ、被害者は、治療のための現物給付(自己負担なし)および障害が残った場合はその程度に応じて障害年金または一時金を受ける権利を有する⁴¹⁾。この場合、受給者の職業的参入のための活動への労災補償適用につき、労災保険加入および保険料支払という「使用者」責任を負担するのは、当該職業的参入のための活動を実施している公的または私的法人である⁴²⁾。

(3) 住宅保障⁴³⁾

フランスにおいては、適正な住宅保障のため、家族手当金庫により管理運営される所得制限のある無拠出性金銭給付として、現在3種類の個別住宅援助(aides personnelles au logement)が存在する。すなわち、一般的な住宅費用補助としての性格を有し、一定の指定された住宅を対象として行われる個別住宅補助(aide personnalisée au logement, 略称 APL)⁴⁴⁾、主として家族負担の大きい者に対する家族手当としての性格を有する家族住宅手当(allocation de logement familiale, 略称 ALF)⁴⁵⁾、および、高齢者、長期失業者等困難な状況にある一定のカテゴリーの者を対象とする社会住宅手当(allocation de logement sociale, 略称 ALS)⁴⁶⁾である。

RMI 手当受給者は、APL(個別住宅補助)または ALF(家族住宅手当)を受給することができる。ALS(社会住宅手当)を受給することができる。ALSは、一定の水準以上の住居につき、一定の最低基準と現実に支払われる家賃の差額を補助する手当であり、受給者の所得と家族構成に応じて補助を受けうる割合(最高90%)が決定される。

5 職業参加・雇用保障

フランスにおいては、労働市場への参入に特に困難な状況にある者の職業参加・雇用保障のために、一定の要件を満たす者を雇用した使用者に対し社会保険料の免除、賃金の一部公的負担等の特典を与えることによりこれらの者の雇用を促進する多様な形態の援助付労働契約(contrat aidé)、見習または職業訓練を受ける者と受け入れる使用者に対する援助、企業を設立する者に対する援助等の施策が展開されている⁴⁷⁾。

これら職業参加・雇用保障のための労働契約、援助の中で、RMI 手当受給者を対象として含む主要なものとして、「導入雇用契約(contrat initiative-emploi, 略称 CIE)」、「雇用連帯契約(contrat emploi-solidarité, 略称 CES)」、「雇用補強契約(contrat emploi-consolidité, 略称 CEC)」等がある。

(1) 導入雇用契約 (CIE)

「導入雇用契約 (CIE)」は、1995年8月4日の法律第881号⁴⁸⁾により、以前の「RMI 手当受給者の雇用のための契約」および「雇用復帰契約(contrat de retour à l'emploi)」に代えて創設されたものである。同契約は、RMI 手当受給者またはその配偶者の場合、週労働時間16時間以上の、期間の定めのない、または、12か月以上24か月未満の期間の定めのある労働契約として、国、地方公共団体等以外の使用者との間で締結される。使用者は、24か月を限度として、第1に、法定最低賃金に対応する報酬部分につき使用者負担分の社会保険料を免除され、第2に、その労働時間に応じて月最高2,000フランの国からの賃金補助を受けることになる⁴⁹⁾。

(2) 雇用連帯契約 (CES)

「雇用連帯契約 (CES)」は、1989年12月19日の法律第905号⁵⁰⁾により創設されたもので、RMI 受給者またはその配偶者の場合、週労働時間20時間以下の、24か月の期間の定めのある労働契約として、法定最低賃金 (SMIC) をその報酬額として、地方公共団体、公法人、非営利私的団体等との間で締結される。使用者は、第1に、使用者負担分の社会保険料を免除され、第2に、賃金の85%につき国からの補助を受ける⁵¹⁾。

(3) 雇用補強契約 (CEC)

「雇用補強契約 (CEC)」は、1992年7月29日

の法律第722号により上述の雇用連帯契約を補完するために創設され、以後いくつかの修正を受け現在に至っている。同契約は、RMI 手当受給者については、雇用連帯契約終了後1年以上失業していた場合、期間の定めのない、または、12か月の期間の定めのある最高5年まで更新可能な、フルタイムまたはパートタイム労働契約として、地方公共団体、公法人、非営利私的団体等との間で締結される。使用者は、最高5年、法定最低賃金の120%に対応する週30時間の報酬部分を限度として、第1に、使用者負担分の社会保険料を免除され、第2に、賃金の20%から50%につき国からの補助を受ける⁵²⁾。

III 結びにかえて

以上のように、貧困の解消と社会的・職業的に排除されている者の「参入」という理念を掲げて導入された RMI であるが、制度創設後八年を経て、その目的が必ずしも十分に達成されているとは評価されていない。

RMI 手当の受給者および手当額算定対象となる家族の数は、経済危機と高い失業率の下、制度創設以来増加し続けている (図1参照)。

受給者の職業的参入と経済的自立の達成も、積極的雇用促進政策にも関わらず、困難な状況にあり、受給者の職業的参入の長期的見通しの欠如が、RMI 手当の受給者の参入達成までの一時的援助という性格から長期的援助へ変化させ、同制度を社会扶助に偏流させているとの指摘もなされている⁵³⁾。また、そもそも、参入契約を締結している受給者は半分にすぎないとの報告もされている⁵⁴⁾。受給者の受給期間は長期化し、制度創設以来その適用を受け続けている「固定層」も存在している (表2)。

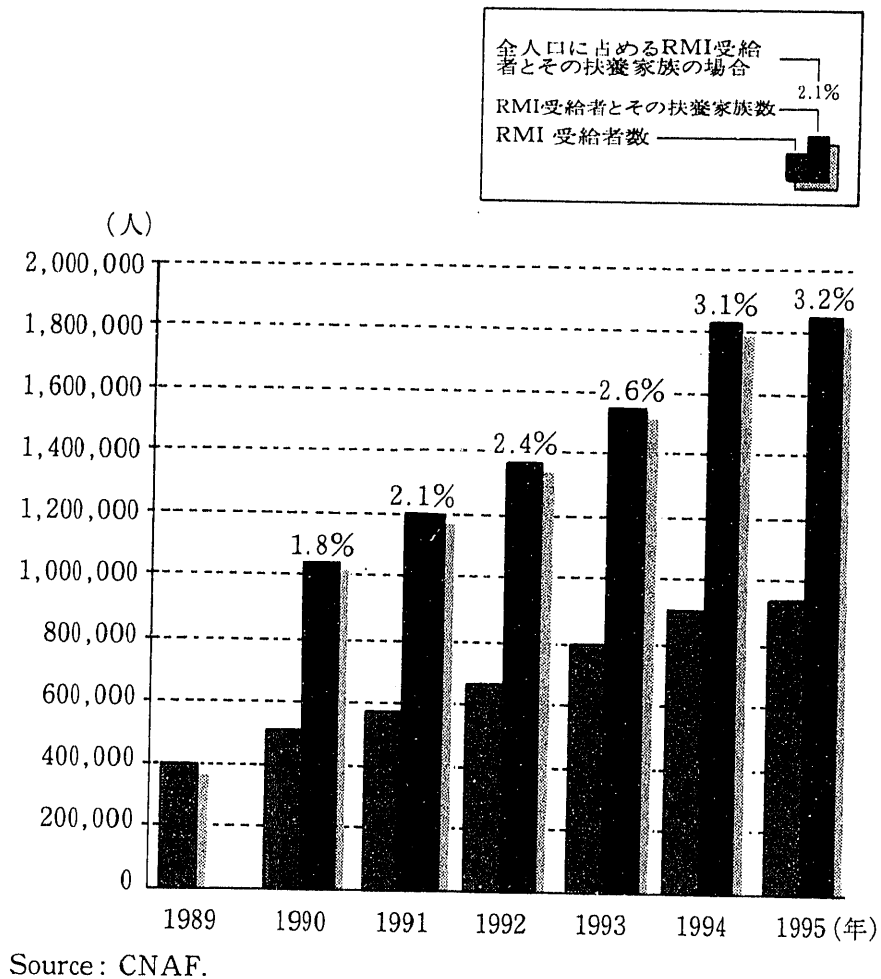


図1 RMI受給者数の変化

このように、さらに拡大しつつある貧困と社会的分裂 (fragmentation sociale) を解消し、社会的に排除された状態にある者に対し、雇用、住居、健康保障を行うため、1996年9月30日、労働・社会問題担当省大臣である Jacques BARROT と人道問題担当閣外大臣 Xavier EMMANUELLI により、社会的統合 (cohésion

sociale) に関する法律案⁵⁵⁾が提示され、1997年に入り議会で審議が行われている。

同法律案は、多岐にわたる論点を含むものであるが、RMIについては、他の参入政策と連携をはかりながら、主として、第1に受給者の職業参加・雇用保障促進の強化、第2に、給付手続を簡略化しアクセスを容易にするという方向での改革を示している。具体的には、RMI 手当受給者等を対象とする地方イニシアティブ契約 (contrat d'initiative locale)⁵⁶⁾の創設、RMI 手当受給者の独立事業に対する援助、RMI 手当と他の社会的保護の権利受給申請書類の統一と手続の簡略化、県参入委員会の廃止と「社会的排除対策県委員会」の創設による有機的政策の実

表2 RMI受給者の受給期間 (フランス本土)

	% (1995年6月30日現在)
1年未満	31.9%
2年未満	54.2%
6年(制度創設以来)	10.2%

(Communiqué de presse, DIRMI, 12 oct. 1995.)

現等を提案している。したがって、基本的な方向としては、RMIの基本理念と枠組みは維持しつつ、特に、手当受給者の職業的参入の促進とそのための制度的枠組みの改革をはかり、その目的の達成をはかろうとしているといえよう。

現在までのRMIの制度の実態をどのように分析しその効果をどのように評価するのか⁵⁷⁾、不十分点の原因をどこに求め、どのような改革を行っていけばよいのか、今後の議論と政策の方向が注目されるところである。

参考文献

- Maryse BADEL, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Presses Universitaires de Bordeaux, 1996.
- Michel RORGETTO et Robert LAFORE, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, 1996, Montchrestien.
- Elie ALFANDARI, *Action et aide sociales*, 4è éd., 1989, Dalloz.
- Jean-Pierre CHAUCHARD, *Droit de la sécurité sociale*, 1994, L.G.D.J.
- Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale*, 1994, 12è éd., Dalloz.
- RMI et autres dispositifs d'insertion, *Dictionnaire Permanent Action Sociale*, 1996.
- Revenu minimum d'insertion, *Liaisons sociales*, Les prestations familiales, supplément N° 11926 mai 1995, p. 111.
- RDSS n° spécial sur l'insertion, 4/1989.
- Xavier PREROT, L'institution du revenu minimum insertion (loi n° 88-1088 du 1er décembre 1988), *Act. lég. Dalloz*, 1989, p. 129.
- Robert RAFORE, Les trois défis du RMI: A propos de la loi du 1er décembre 1988, *AJDA* n° 10 1989, p. 563.
- Bernard FRAGONARD, Le revunu minimum d'insertion: une grande ambition, *Dr. soc.* n° 7/8 1989, p. 573.
- Jean-Pierre LABORDE, Le droit au revenu minimum d'insertion, dans la loi du 1er décembre 1988, *Dr. soc.* n° 7/8 1989, p. 589.
- Michel Raroque, Le revenu minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation sociale d'un nouveau type, *Dr. soc.* n° 7/8 1989, p. 597.
- Philippe LIGNEAU, Les collectivités locales et le revenu minimum d'insertion, *Dr. soc.* n° 7/8 1989, p. 601.
- Sophie MATHIEU-CABOUAT, Le revenu minimum d'insertion: allocation ou contrat? Un choix nécessaire, *Dr. soc.* n° 7/8 1989, p. 611.
- Jean-Pierre LABORDE, RMI et liberté, éléments pour une première approche, *Dr. soc.* n° 1 1990, p. 33.
- Xavier PRETOT, La modification du revenu minimum d'insertion (loi n° 92-722 du 29 juillet 1992), *RDSS* 1/1993, p. 198.
- Chantal EUZEBY, Du revenu minimum d'insertion au revenu minimum d'existence, *Futuribles* juin 1993.
- Guy CLARY, Face à la croissance et à la mutation du RMI, *Dr. soc.* n° 9/10 1995, p. 820.
- Robert LAFORE, Exclusion, insertion, intégration, fracture sociale, cohésion sociale: le poids des maux, *RDSS* 4/1996, p. 803.
- 都留民子 1993「フランスの貧困に抗する社会保護」『白梅学園短期大学紀要』第29号63頁。
- 都留民子 1996「フランスの最低限所得 (RMI) 制度の受給者」『白梅学園短期大学紀要』第32号45頁。

注

- 1) フランスにおける「社会的保護 (protection sociale)」は、「社会保障 (sécurité sociale)」(同領域には、老齢、疾病、出産、遺族、障害に対する保障を行う「社会保険 (assurance sociale)」, 「労災補償 (réparation des accidents du travail et des maladies professionnelles)」および「家族給付 (prestations familiales)」の3分野が含まれる), 「補足的社会的保護 (protection sociale complémentai-

- re)], 「失業保障(indemnisation chômage)」, 「社会扶助(aide sociale)」, および, 「社会福祉(action sociale)を含み, 日本における「社会保障」にはほぼ対応する概念である。
- 2) たとえば, Rapport du Conseil économique et sociale, présenté par M. Joseph WRESINSKI, Liaison sociale Documents-w-N° 35/87 du 23 avr. 1987 ; Documents du CERC N° 88, Protection sociale et pauvreté — Protection légale et expériences locale de revenu minimum garanti, 1988, Doc. française.
 - 3) J.O. du 3-12-88. また, 後述の適用デクレ, アレテの他, 参入最低所得保障の実施に関する 1988年12月14日の通達 (Circulaire du 14 déc. 1988, J.O. du 17-12-88) も参照。同法律の解説として, Liaison sociale, Lég. soc.-J-N° 6169/88 du 15 déc. 1988, Alain COEURET, commentaire du loi n° 88-1088 du 1er déc. 1988, RTD. Civ. 1/1989, Xavier PREROT, L'institution du revenu minimum insertion (loi n° 88-1088 du 1er décembre 1988), Act. lég. Dalloz, 1989. p. 129, Bernard FRAGONARD, Le revenu minimum d'insertion: une grande ambition, Dr. soc. n° 7/8 1989, p. 573 ; Robert RAFORE, Les trois défis du RMI : A propos de la loi du 1er décembre 1988, AJDA n° 10 1989, p. 563 等参照。
 - 4) J.O. du 30-7-92. 同法律による改正については, 1993年3月26日の DSS/DIRMI 通達第5号 (Circulaire DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, BO aff. soc. n° 93/19 du 8 juill.) および1993年3月27日の DIRMI 通達第4号 (Circulaire DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, Dictionnaire Permanent Action Sociale, 1996, p. 2451.) も参照。また, 同法律の解説として, Liaison sociale, Leg. soc.-D4-N° 6718/92 du 13 août 1992 ; Alain COEURET, Commentaire de loi n° 92-722 du 29 juillet 1992, RTD civ. 4/1992, p. 823 ; Xavier PRETOT, La modification du revenu minimum d'insertion (loi n° 92-722 du 29 juillet 1992), RDSS 1/1993, p. 198.
 - 5) Loi N° 91-1406 du 31 déc. 1991 (J.O. du 4 janv. 1992), Loi N° 94-638 du 25 juill. 1994 (J.O. du 27 juill. 1995), Loi N° 95-116 du 4 fév. 1995 (J.O. du 5 fév. 1995).
 - 6) 同法案については, Liaisons sociales, Documents-V-N° 108/96 du 17 oct. 1996 ; Robert LAFORE, Exclusion, insertion, intégration, fracture sociale, cohésion sociale : le poids des maux, RDSS 4/1996, p. 803.
 - 7) 紙幅の都合上, 本稿においては, 簡単な検討・紹介にとどまらざるを得ない。より詳細な検討, 実態分析, 理論的問題については, 拙稿「フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入」『静岡大学法政研究』第2巻1号 (近日刊行予定) 参照。
 - 8) 同制度の詳細については, 特に RMI et autres dispositifs d'insertion, Dictionnaire Permanent Action Sociale, 1996 ; Revenu minimum d'insertion, Liaisons sociales, Les prestations familiales, supplément N° 11926 mai 1995, p. 111. 参照。
 - 9) J.O. du 13-12-88.
 - 10) J.O. du 13-12-88.
 - 11) 参入所得保障制度に関する多数の法律, デクレ, アレテ, 通達の一覧については, Dictionnaire Permanent Action Sociale, 1996, p. 2401 et s. 参照。
 - 12) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 1er, al. 1.
 - 13) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 1er, al. 1.
 - 14) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 1er, al. 1.
 - 15) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 2.
 - 16) 詳細は, Michel RORGETTO et Robert LAFORE, Droit de l'aide et de l'action sociales, 1996, Montechrestien, p. 283 et s., p. 297 et s. ; P. LIGNEAUD, Les fonds d'aide aux jeunes, RDSS, 1995, p. 650.
 - 17) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 8, al. 1. 適法な滞在要件について詳細は, 欧州連合構成国出身者以外の者については, Circ. DSS/DIRMI n° 93-05, 26 mars 1993, 出身者については, Circ. DSS/DIRMI n° 95-47, 17 mai

- 1995 参照。
- 18) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 7.
- 19) Décret N° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 1 et 2., J.O. du 13-12-88. ; Circ. DSS/DIRMI N° 93/05 du 26 mars 1993.
- 20) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 9; Décret N° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 3.
- 21) Décret N° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 8., J. O. du 13-12-88. ; Circ. DSS/DIRMI N° 93/05 du 26 mars 1993.
- 22) Décret N° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 9., J. O. du 13-12-88.
- 23) Décret N° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 10., J. O. du 13-12-88. ; Circ. DSS/DIRMI N° 93/05 du 26 mars 1993.
- 24) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 12.
- 25) フランスにおいては、県レベルでの行政権は、国により任命される国の機関である知事 (préfet) と県議会 (conseil général) の長 (président) が分有しており、事項によりその権限が配分されている。
- 26) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 13, 14, 16.
- 27) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 24, 25.
- 28) Décret N° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 24, 25.
- 29) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 31.
- 30) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 30.
- 31) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 38.
- 32) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 35, 36, 37.
- 33) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 42-1, 42-2.
- 34) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 42-2.
- 35) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 42-4, 42-5.
- 36) Michel RORGETTO et Robert LAFORE, op. cit., p. 323.
- 37) C.S.S., art., L. 741-1 et s., art. R. 741-1 et s., art., D. 741-1 et s., D. 742-1 et s. 個別保険は、社会保障の義務的制度を享受することができない者の疾病、出産リスクを保障するために創設された制度である。
- 38) Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 45. なお、農業従事者を対象とする農業制度および農業以外の自営業者を対象とする独立制度の加入者であって、保険料不払のために受給資格を失った者については、特別規定 (Loi N° 88-1088 du 1er déc. 1988, art. 46.) がある。
- 39) C.S.S., art. L. 741-1-1., art. R. 741-18., C.F. A.S., art. 190.
- 40) C.F.A.S., art. 187-2.
- 41) C.S.S., art. D. 412-86. ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap. IV, sect. 5, chap. II, sect. 5, § 2, BO aff. soc. n° 93/19 du 8 juill.
- 42) C.S.S., art. L. 412-8-10. ; Circ. DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap. II, sect. 5, § 2, BO aff. soc. n° 93/19 du 8 juill.
- 43) フランスにおける住宅保障政策については、たとえば、Michel RORGETTO et Robert LAFORE, op. cit., p. 344 et s. 参照。
- 44) C. const. et hab., art. L. 351 et s.
- 45) C.S.S., art. L. 542-1 et s.
- 46) C.S.S., art. L. 831-2., art. R. 831-13. et R. 831-13-1.
- 47) フランスにおける特定のカテゴリーの者を対象とする雇用保障政策については、たとえば、RMI et autres dispositifs d'insertion, Dictionnaire Permanent Action Sociale, 1996, op. cit., n° 191 et s. ; Michel RORGETTO et Robert LAFORE, op. cit., p. 278 et s. 参照。
- 48) Loi N° 95-881 du 4 août 1995, J.O. du 5 août 1995.
- 49) C. trav., art. L. 322-4-2 à L. 322-4-6. ; Décret N° 95-925 du 19 août 1995, J.O. du 20 août 1995. ; Circulaire CDE N° 95/36 du 6 nov. 1995.
- 50) Loi N° 89-905 du 19 déc. 1989, J.O. du 20 déc. 1989.
- 51) C. trav., art. L. 322-4-7 à L. 322-4-15.
- 52) C. trav., art. L. 323-4-8-1. ; Décret N° 92-1076 du 2 oct. 1992, J.O. du 6 oct. 1992. ; Décret N° 94-265 du 5 avr. 1994, J.O. du 6 avr. 1994.
- 53) Avant-projet de loi d'orientation relatif au renforcement de la cohésion sociale,

- Exposé des motifs, Liaisons sociales, Documents-v-N° 108/96 du 17 oct. 1996, p. 2.
- 54) Guy CLARY, Face à la croissance et à la mutation du RMI, Dr. soc. n° 9/10 1995, p. 821.
- 55) Avant-projet de loi de cohésion sociale du 30 septembre 1996, Liaisons sociales, Documents-V-n° 108/96 du 17 oct. 1996.
- 56) 同契約は、公共団体または非営利社団を使用者とし、法定最低賃金を賃金額とする週30時間の労働契約であり、その賃金の50%を国が負担するものである（法案第9条）。
- 57) 紙幅の都合上、本稿では検討することができなかったが、1992年段階の、RMI 実施3年後

の実態調査とその分析については、Le RMI : Trois ans de mise en œuvre, Economie et statistique, N° 252, mars 1992, 1995年のRMI受給者と実績に関する分析として、Guy CLARY, op. cit., RMIに関するフランスの世論調査の分析として、Gerges HAT-CHUEL, La <contrepartie>, un élément fort du consensus de l'opinion en faveur du RMI, RFAS 1996, p. 53., また、1996年のRMIの実態とその分析として、Le R.M.I. : bilan, perspectives et propositions, présenté par M. Claude GIRARD, A.N. n° 2657, mars 1996. 等がある。

(かわぐち・みき 静岡大学助教授)